

業務指示書 (小規模)

パプアニューギニア国基礎教育分野情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年10月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3. 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：基礎教育分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（パプアニューギニア及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 42.752 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／基礎教育 (I)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.95 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2103年11月1日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

パプアニューギニア国基礎教育分野情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針の的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/基礎教育 (I)	(60.00)	(48.00)
イ 類似業務の経験	24.00	19.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	6.00	5.00
ハ 語学力	9.00	7.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	12.00	10.00
ホ その他学位、資格等	9.00	7.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(12.00)
イ 業務管理体制	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力	()	
1) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア独立国（以下、パプアニューギニア）において、2011年3月に「基礎教育セクター情報収集・確認調査」を実施し、同国の基礎教育セクターに関する情報収集及び今後の基礎教育分野における当機構の協力の方向性の取りまとめを行った。その後、2012年5月には、技術協力プロジェクト「メディアを活用した遠隔教育普及・組織強化プロジェクト（以下、「EQUITV2プロジェクト」）」を開始し、さらに今般、教育省から我が国に対して、教材の質の向上に関する個別研修の要請が提出されるなど、我が国は、同調査で取りまとめられた方向性に沿った形で協力を展開してきている。

その一方、同調査に前後して成立した現オニール政権は、教育改革を重点政策の一つとして掲げ、矢継ぎ早に大胆な政策を打ち出しており、基礎教育を取り巻く環境にいくつか重要な変化が生じている。1点目は、オニール政権の主要政策の一つである教育無償化政策の推進であり、第12学年までの初中等教育を段階的に無償化する計画である。2点目は、初等教育の義務化政策の導入検討である。既に開始されている教育無償化政策の影響で、教育現場では生徒数の増加という影響が現れ始めており、これに義務教育政策が加われば、その勢いはより加速することが予想される。3点目は、成果主義教育（Outcome Based Education、以下「OBE」）の是非をめぐる議論が盛り上がっていることが挙げられる。OBEは90年代に豪州の支援によるカリキュラム改善の一環で導入されたものであるが、これを前提としたカリキュラムに問題があるとして、首相を含む政治家を中心に、早急にOBEを廃止して新しいカリキュラムを導入すべきという議論がなされている。4点目は、2012年度から、地方政府への大幅な予算シフトが行われたことである。州政府、郡政府に対する国家予算の配賦が大幅に増加し、地方分権化の流れが予算面からも強化されることとなった一方、地方政府の能力強化が大きな課題となっている。

これまで、我が国は基礎教育分野での協力として、遠隔教育を通じた教育へのアクセス改善と質の向上を中心に展開しており、上記情報収集・確認調査の結果検討された方針も、遠隔教育を通じたこれらのアプローチの普及・拡大に軸足を置いたものとなっている。しかし、上記の基礎教育に関する重要な政策および環境の急激な変化により、新たな対応課題が生じており、我が国もそれらに対する対応方針を検討することが必要となっている。

2. 業務の目的

これまでの我が国の基礎教育分野に対する支援の成果をレビューするとともに、パプアニューギニアの基礎教育分野（算数・理科を主な調査対象とする）の現状を調査し、それらをもとに今後の同分野への協力の方向性に係る提言を取りまとめることを目的とする。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 関係者との十分な意見交換

本業務の成果（結果）は、当機構が将来的に基礎教育分野における協力プログラム及び案件形成を行う際、その検討資料として用いられることとなる。そのため、特に今後の支援の方向性を取りまとめる際には、調査の過程で随時パプアニューギニア側関係者並びに当機構と十分に協議すること。

一方、今後の課題の抽出並びに対応策の検討の過程において、本業務の結果と将来の協力の方向性とは異なる結論となることがある可能性に留意し、パプアニューギニア側関係者に本業務結果がそのまま将来の新規案件として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 今後の協力の方向性

現在当機構内では、OBE 廃止後のカリキュラム改訂、改訂後のカリキュラムに基づいた教科書策定（ともに理数科を対象）に関連する協力が、今後の候補として想定されている。これを踏まえ、本調査では、パプアニューギニア基礎教育分野の現状調査としては、当機構で想定している協力の方向性が妥当であるかを客観的に判断できる情報を収集するとともに、これらの分野を中心とした今後のプロジェクト形成を見据えた情報収集を行うこと。

(3) EQUITV プログラムの現状

パプアニューギニア教育省は、我が国が実施した「EQUITV プロジェクト」等の成果を受けて、これまで行ってきた教育メディアプログラムを国家政策の一環として実施することを決め、2010年に「国家教育メディア政策」を策定した。

同政策の策定によって、我が国が支援してきた遠隔教育は、「EQUITV プログラム」という教育省の政策に明確に位置づけられることとなった。同プロジェクトの継続として現在実施中の EQUITV2 プロジェクトも、同プログラムに対する支援という形で実施されている。

(4) ポスト OBE に関する動向

OBE に対する批判が高まる中、パプアニューギニア政府は、2013年1月に OBE に関する課題や今後の展望を協議するタスクフォースを立ち上げた。同タスクフォースのメンバーには教育省幹部も参加しているものの、同省からは独立した組織となっている。同タスクフォースは2013年7月に、OBEの課題と今後に向けた提言を含むレポートを取りまとめた。同レポートでは OBE の廃止に向けた具体的なスケジュールは公表されていないが、国内の OBE への批判の高まりを背景に、今後早急な結論が求められることが予想されるところ、その進捗について情報収集、先方との協議を行い、方向性を確認すること。

(5) パプアニューギニアにおける教科書の現状

現在パプアニューギニアには、現行のカリキュラムに基づいて教育省が発行している教科書は存在しておらず、OBE 導入以前のカリキュラムに基づいた過去の教科書や、ドナー支援による教科書が混在して使用されている状況である。教育現場では教科書を含む教材の絶対数が不足しており、特に地方部では、教材を

複数の生徒がシェアする、もしくは全く教材が存在していないという学校も数多く見られるが、これは経済的な事情によるものだけではなく、適切な教科書が存在しないという事情によるところも大きい。

ドナーによる支援に関しては、豪州と EU が、外国製の教科書の内容を一部修正したものを全国の学校に配布する支援を行っている。また、我が国も、EQUITV プログラムを活用するにあたっての教材の作成を支援してきており、EQUITV プログラム活用校を中心に配布している。

本調査では、かかる現状を踏まえた上で情報収集及び今後の支援の方向性を検討すること。

(6) 豪州との連携

豪州はパプアニューギニアにおける最大の開発パートナーであることに加え、2011年に当機構と AusAID との間で援助協調に係る業務協力協定が締結され、パプアニューギニアの教育分野を一つの援助協調のモデルケースとして扱うことが合意されている。そのため、今後の我が国の支援方針を検討する上では、支援の効率化やスケールメリットを図る観点から豪州との連携を十分に考慮する必要がある。

特に豪州は、OBE 廃止後のカリキュラム改訂に対する支援に関心を持っているほか、上記(5)の通り教科書配布に関する支援を実施中であり、上記(2)にある当機構の考える今後の支援の方向性と重複する可能性があるため、この点に十分留意して情報収集を行うこと。なお、これまでに当機構パプアニューギニア事務所と AusAID 担当者の間で実施した援助協調に関する協議の中では、OBE 廃止後のカリキュラム改訂への支援について、双方の支援対象科目を切り分けるといった案が出されていることから、先方と協議する際は十分留意すること。

5. 業務の内容

(1) 調査計画の策定、協議

- 1) 関連資料及び過去に当機構が派遣した調査団の関連資料等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 現地調査の冒頭に、在パプアニューギニア日本国大使館、当機構パプアニューギニア事務所およびパプアニューギニア教育省に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 関連する政策の現状・方向性に係る調査

- 1) 教育無償化政策の進捗状況及び初等教育義務化政策の検討状況を確認し、今後の方向性・見通しを整理する。
- 2) OBE タスクフォース及び教育省関係者への聞き取りを通じ、同タスクフォースの設立背景、組織体制、活動内容を調査する。
- 3) OBE の廃止及びその後のカリキュラム改訂に関する方針、スケジュールを調査する。
- 4) 地方分権化政策に関し、特に予算配賦の実態及び来年度以降の見込みを調査し、教育分野への影響をまとめる。

(3) 東セピック州における調査

中央レベルでの情報収集に加えて、現場レベルでの教育事情を収集するために東セピック州での現地踏査を行う。現地踏査の内容はプロポーザルにおいて提案することとするが、期間は全体で5日間程度を想定しており、実施時期は学校が休暇から明けた2月が適当である。

また、同州は2011年に実施した「基礎教育セクター情報収集・確認調査」でも現地調査を行っていることから、同調査時との変化についても小学校や教員養成校等でのインタビュー等を通じて調査を行う。なお、それらの小学校のうちEQUITV活用校では、EQUITVの活用状況や成果、課題についても合わせて調査すること。

(4) EQUITVプログラムに関する調査

- 1) 上記(3)の現地調査を含め、EQUITV2プロジェクトの専門家及び教育省関係者に対する聞き取りを通じ、EQUITVプログラムに関連する我が国の支援実績及び成果、課題を取りまとめるとともに、今後のEQUITVプログラムに対する教育省の方針、展望を調査する。

(5) カリキュラム・教科書に関する調査

- 1) 現行の理数科カリキュラムの内容を各教科の観点から精査するとともに、教育省関係者や教員へのインタビューも行い、その課題を取りまとめる。
- 2) 現在パプアニューギニアの初等教育で使用されている主要な理数科の教科書を収集し、その内容を精査し、課題を取りまとめる。あわせて、過去に作成された教科書の作成プロセス及び、地域ごともしくは学校ごとの教科書(ないし教材)決定に至るまでのプロセスについて情報収集を行うこと。
- 3) OBE廃止後の新カリキュラムに準拠した教科書改訂に関する方針、スケジュールを調査する。
- 4) パプアニューギニア国内では、大量の教科書印刷を受注する能力のある会社がないか、もしくは数が限られているとされているため、これまでに他ドナーが配布した教科書等での印刷・製本方法及びこれに要する期間やコスト等について情報収集を行う。

(6) 教科書に関するワークショップの実施

上記(5)の結果を踏まえ、我が国の教科書改訂の流れ、教科書会社の役割等を教育省関係者に説明するワークショップを開催する。具体的な内容はプロポーザルで提案することとするが、「4. 実施方針及び留意事項 (2) 今後の協力の方向性」を念頭に、教科書改訂に関連する支援を行うこととなった場合に、円滑な新規の案件形成につながるよう工夫すること。なお、参加者は教育省で教科書を担当するカリキュラム開発局職員を中心に全体で20~30名程度となることを想定している。また、ワークショップ会場のアレンジ及び借上げ経費等は当機構パプアニューギニア事務所が担当、負担するため、見積りに計上する必要はない。

(7) 他ドナーの支援に関する調査

パプアニューギニアの教育分野に対して支援実績のある主要ドナー(NZAP、UNICEF、EU、世界銀行)へのインタビューを通じ、現在実施中の支援内容および

今後の支援方針、計画の調査を行う。

なお、AusAID に関しては、支援内容および今後の支援方針、計画の調査だけでなく、当機構パプアニューギニア事務所職員の参加のもとで、将来的な我が国との連携可能性に関する協議も合わせて行うこと。

(8) 今後の支援の方向性に係る提言の取りまとめ

上記作業の結果を踏まえ、当機構関係者とも十分に協議の上、今後解決すべき課題の抽出並びにその対応策（案）を取り纏める。

その際、以下の点を含めた内容とすること。

- 1) OBE 廃止後のカリキュラム改訂に対する課題並びに対応案（案）
- 2) 新カリキュラムに準拠した教科書改訂に対する課題並びに対応案（案）
- 3) 豪州の協力を踏まえた上での留意点の整理

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文3部、英文4部

(2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時

部 数：和文3部、英文4部

(3) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する当機構、パプアニューギニア側からのコメントを反映した、調査結果の全体成果（今後の基礎教育分野への協力の方向性に係る提言を含む）

提出時期：現地調査終了後3週間以内

部 数：和文3部、英文4部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年11月中旬より業務を開始し、同年12月中旬までを第1回現地作業期間とし、第1回現地作業期間終了後はその成果を簡単に取りまとめ、当機構本部にて報告会を実施すること。2014年1月下旬から同年2月下旬までを第2回現地作業期間とし、2014年3月中旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約7.3M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

1) 総括／基礎教育（Ⅰ）（2号）

2) 基礎教育（Ⅱ）

3) 教科書分析

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、基礎教育（Ⅰ）及び（Ⅱ）で算数、理科を分担して教科内容を分析することを想定している。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

閲覧資料：パプアニューギニア独立国基礎教育セクター情報収集・確認調査報告書（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010264.html> からダウンロード可能）、OBE タスクフォースレポート、現行の理数科カリキュラム等
上記閲覧資料は、当機構パプアニューギニア事務所に問い合わせのこと。

4. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

5. その他の留意事項

(1) 現地における安全管理について

緊急連絡網の整備、通信手段の常時確保に協力するほか、昼間であっても借上げ車両以外の手段による移動は禁止とし、夜間の外出は原則として一切控える。なお、警備会社もしくは警察による移動時の車両エスコートなど、必要な安全対策は当機構パプアニューギニア事務所が手配する。

(2) 日本からパプアニューギニアへの航空便について

日本からパプアニューギニアへの渡航に当たっては、経費、時間節減の観点から、極力、成田ーポートモレスビー間に就航しているニューギニア航空の直行便を利用すること。

以上